



国総観事第150号
平成18年12月7日

(社)全国旅行業協会会長 殿

国土交通省総合政策局観光事業課長



「模倣品・海賊版に関する国民への啓発運動の強化について」の協力要請について

標記について、平成18年11月14日付けで内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官より国土交通省に対して、別添の協力依頼がありました。国土交通省としても、内閣官房副長官補が議長である模倣品・海賊版対策省庁連絡会議における、「模倣品・海賊版に関する国民への啓発活動の強化について」(2006年9月15日付同会議決定)において、関係省庁が一体的となって推進していくことが決定されたことも踏まえ、これに協力をする事としました。

つきましては、平成15年12月8日付け国総観旅第375号において、貴協会会員に対し周知を依頼したところでありますが、改めて旅行の実施にあたり適切に対応されるよう、下記の事項について、再度の周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

記

- ① 海外に出かけた旅行者が現地で購入したコピー商品は商標権や著作権の侵害にあたるため、関税定率法により日本に持ち込めないこと、また、持ち込もうとする場合には税関で没収され廃棄されること、さらに関税法ではコピー商品と知って持ち込もうとした場合は5年以下の懲役もしくは5百万円以下の罰金等が課せられることもあることを旅行者に対して一層の注意喚起及び周知を行うこと。
- ② 旅行会社の契約先の現地係員等がコピー商品の販売に関与することのないよう指導すること。